

府政防第1240号
消防災第466号
平成25年12月20日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

都道府県防災会議における指定都市等の長の取扱いについて

このたび、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、「指定都市をはじめとする市が、都道府県内市町村への応急救助や応援を行う等により都道府県規模の防災対策において主導的・重要な役割を果たすこととしている場合は、都道府県防災会議の委員にこれらの市の長を位置付けることが有効と考えられる」とされたところです（別添参照）。

都道府県においては、関係機関の間を連絡調整し、総合的、計画的な防災行政を行うため、災害対策基本法第14条で都道府県に防災会議を設置することとしており、その委員は同法第15条に基づき任命されますが、同条第5項第6号において「当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を委員に充てることになっているところです。貴都道府県におかれましては、本閣議決定の趣旨に留意の上、委員の任命を行っていただきますようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

担当：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付

重見 参事官補佐

伊藤 主査

電話 03-3501-5408

消防庁国民保護・防災部防災課

館 災害対策官

中島 事務官

電話 03-5253-7525